

掛川市告示第 111 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、字の区域を次のとおり変更したので、同条第 2 項の規定により告示する。

令和 4 年 12 月 28 日

掛川市長 久 保 田 崇

1 大字板沢字牛ヶ谷に編入する区域

字板沢山 2051-145、2051-996 から 2051-998、2051-1012 から 2051-1015、2051-1021 から 2051-1030、2051-1445、2051-1447、2051-1469、2051-1508、2051-1561、2051-1580、2051-1901 まで

2 大字板沢字城山下に編入する区域

字板沢山 2051-1010、2051-1011、2051-1425 から 2051-1428、2051-1433、2051-1439、2051-1440、2051-1479、2051-1484、2051-1589 まで

3 大字板沢字年中谷に編入する区域

字板沢山 2051-1016、2051-1017、2051-1099、2051-1470 から 2051-1474、2051-1491、2051-1492、2051-1564、2051-1570 から 2051-1572、2051-1574 から 2051-1577、2051-1593、2051-1903、2051-1904、2051-1914 まで

4 大字板沢字岩ヶ沢に編入する区域

字板沢山 2051-1020、2051-1441、2051-1448、2051-1449、2051-1475、2051-1485、2051-1565、2051-1566、2051-1568、2051-1569、2051-1587、2051-1588 まで

5 大字板沢字野田打に編入する区域

字板沢山 2051-1142、2051-1493 から 2051-1496、2051-1518 から 2051-1520、2051-1599、2051-1888 から 2051-1890、2051-1902、2051-1915 まで

6 変更年月日

令和 4 年 12 月 19 日